

防衛医科大学校達第1号

自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第27号）第12条の規定に基づき、防衛医科大学校における感染症対策に関する達を次のように定める。

平成30年2月8日

防衛医科大学校長 長谷和生

防衛医科大学校における感染症対策に関する達

（目的）

第1条 この達は、防衛医科大学校（以下「防衛医大」という。）内における感染症対策（防衛医科大学校病院感染対策規則（平成17年防衛医科大学校病院規則第5号）により行われるものを除く。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）訓令感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第6条に規定する1類感染症、2類感染症、3類感染症、4類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症、感染症法第12条第1項第2号に規定する感染症並びにこの訓令に定める感染症対策を実施する必要がある感染症として別に防衛大臣が指定するものをいう。
- （2）健康管理者 防衛医科大学校長
- （3）健康管理者補助者 総務部厚生課長
- （4）職員等 防衛医大に勤務する職員、医学教育部の医学科及び看護学科の学生（以下「学生」という。）並びに医学研究科の学生

（医師の通報）

第3条 防衛医大保健管理室及び防衛医大病院において勤務する医師が、訓令感染症又は訓令感染症以外に報告すべき伝染性感染症（以下「伝染性感染症」という。）の患者である職員等を診断したときは、直ちに別記様式第1、別記様式第2又は別記様式第3（以下単に「別記様式」という。）により、保健管理室長に通報しなければならない。

なお症状が重篤である場合、感染力が高く、集団感染の危険性の高い感染症等緊急性が高いと見込まれる場合等には、上記通報の前に電話、FAX、メール等各種の手段で速報（以下「速報」という。）するものとする。

2 前項の医師は、通報後の経過を遅滞なく別記様式により、保健管理室長に通報し

なければならない。なお速報を行う場合については、前項の例によるものとする。

- 3 保健管理室長は、前2項及び次条第2項の通報又は速報を受けたときは、順序を経て直ちに健康管理者へ報告するものとし、併せて当該内容を健康管理者補助者へ通報するものとする。

(受診及び職員等の報告等)

第4条 訓令感染症の患者である職員等又はその疑いがある職員等は、速やかに医師の診断を受けるものとする。

- 2 前項の職員等は、診断の結果訓令感染症又は医師から伝染性感染症であるとされたときは、直ちにその旨を保健管理室長に通報するものとする。

(防衛大臣への報告等)

第5条 健康管理者補助者は、訓令感染症のうち感染症法第6条に規定する1類感染症、2類感染症、3類感染症、4類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症について、第3条第3項の報告が行われた場合は、直ちに順序を経て防衛大臣に報告しなければならない。

なお速報を行う場合については、第3条第1項の例によるものとする。

(通報)

第6条 健康管理者補助者は、発生した感染症が防衛医大内の施設にまん延するおそれがあると健康管理者が認める場合には、遅滞なく各課室等に通報しなければならない。

(助言)

第7条 保健管理室長及び健康管理者補助者は、感染症のまん延を防止するため必要な対策に関し、診断、予防接種等の医学の観点は保健管理室長が、予算措置、校内周知等の管理の観点は健康管理者補助者がそれぞれ、防衛医大病院医療安全・感染対策部から助言を得るものとする。

(学生の入院措置)

第8条 訓令感染症であると診断された学生（防衛省設置法第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。）のうち、防衛医大病院、自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院に入院措置が必要な場合は、自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第6条第1項第1号に基づき、防衛医科大学校長が実施するものとする。

(臨時の健康診断等の実施)

第9条 健康管理者は、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第10条第1項の規定による臨時の健康診断及び第21条第1項の規定による予防接種等その他防衛医大における感染症のまん延を防止するために必要な措置を、第7条の例によりそれぞれ保健管理室長及び健康管理者補助者に指示し、速やかに行わせるものとする。

(感染症に関する記録及び報告)

第10条 保健管理室長及び健康管理者補助者は、感染症の発生の状況及びまん延を防止するために行った措置については、第7条の例による区分に従いそれぞれ適正にこれを記録し保存するとともに、健康管理者補助者は別記様式第4による感染症発生報告書を年度ごとに取りまとめ、翌年度の6月末日までに順序を経て、防衛大臣に提出しなければならない。

(委任規定)

第11条 この達に定めるもののほか、感染症対策に関し必要な事項は別に定める。

別記様式第 1

<p>感染症発生報告</p> <p>(1類感染症～4類感染症(結核を除く)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症用)</p>
--

殿

自衛隊における感染症対策に関する訓令(平成11年防衛庁訓令第27号)第3条の規定により、以下のとおり通報する。

通報年月日(平成 年 月 日)
 医師氏名 _____
 医師所属部隊等名 _____
 発生部隊等名 _____
 当該部隊等の現員 _____ 名
 届出保健所 _____

1 性別	2 診断時の年齢	3 患者階級
男 ・ 女	歳	
4 患者住所 (営内外)	5 入院した場合の医療機関名	
営内 ・ 営外		
6 発見の動機	7 感染症法上の分類	
	1類 ・ 2類 ・ 3類 ・ 4類 ・ 新型インフルエンザ等 ・ 指定 ・ 新	

<p>8 病名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱 ----- ・ 急性灰白髄炎 ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群 (SARS) ・ 鳥インフルエンザ (H5N1) ----- ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ----- ・ E型肝炎 ・ A型肝炎 ・ 黄熱 ・ Q熱 ・ 狂犬病 ・ 炭疽 ・ 鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1)を除く。) ・ ポツリヌス症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bウイルス病 ・ 鼻疽 ・ プルセラ症 ・ ベネズエラウマ脳炎 ・ ヘンドラウイルス感染症 ・ 発しんチフス ・ ライム病 ・ リッサウイルス感染症 ・ リフトバレー熱 ・ 類鼻疽 ・ レジオネラ症 ・ レプトスピラ症 ・ ロッキー山紅斑熱 ----- ・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ その他 () <p>9 診断方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病原検査 (検体) <li style="padding-left: 20px;">(方法) <li style="padding-left: 20px;">(型) ・ 血清学的検査 (検体) <li style="padding-left: 20px;">(方法) <li style="padding-left: 20px;">(型) ・ 臨床決定 ・ その他 () <p style="text-align: right; font-size: small;">(該当するもの全てに記載すること)</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・マラリア 〔 a) 三日熱 b) 四日熱 c) 卵型 d) 熱帯熱 e) 不明 〕 ・野兔病 ・ウエストナイル熱 ・エキノコックス症 ・オウム病 ・オムスク出血熱 ・回帰熱 ・キャサスル森林病 ・コクシジオイデス症 ・サル痘 ・腎症症候性出血熱 ・西部ウマ脳炎 ・ダニ媒介脳炎 ・チクングニア熱 ・つつが虫病 ・デング熱 ・東部ウマ脳炎 ・ニパウイルス感染症 ・日本紅斑熱 ・日本脳炎 ・ハンタウイルス肺症候群 	<p>1 0 症状</p> <p>・有</p> <p>・無</p>
	<p>1 1 発病年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>1 2 初診年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>1 3 診断（検案※）年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>1 4 感染したと推定される年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>1 5 死亡年月日※</p> <p>平成 年 月 日</p>

<p>1 6 推定される感染地域・感染原因・感染経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近数年間の主な居住地 a) 日本国内 b) その他 () c) 不明 ・推定される感染地域 a) 日本国内 b) その他 () c) 不明 ・病原体や媒介動物等との接触または生息場所での活動 a) あり () b) なし c) 不明 ・推定される感染原因・感染経路 () ・同疾患または同様の症状の者の発症 a) 同居者にいる b) 同じ職場や学校等にいる c) その他 () d) いない <p>1 7 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防疫実施の見通し ・続発の見通し ・治療概要
--

注： 1, 4, 7, 8, 10, 16欄は該当するものを○で囲み、2, 3, 5, 6, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 17欄は年齢・年月日等を記入すること。※欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

この届出は診断後直ちに行ってください。

別記様式第2

感染症発生報告

(感染症法第12条第1項第2号に規定する感染症(後天性免疫不全症候群を除く)用)

殿

自衛隊における感染症対策に関する訓令(平成11年防衛庁訓令第27号)第3条の規定により、以下のとおり通報する。

通報年月日(平成 年 月 日)
 医師氏名 _____
 医師所属部隊等名 _____
 発生部隊等名 _____
 当該部隊等の現員 _____ 名
 届出保健所 _____

1 性別	2 診断時の年齢	3 患者階級
男・女	歳	
4 患者住所(営内外)	5 入院した場合の医療機関名	
営内・営外		
6 発見の動機		

7 病名 <ul style="list-style-type: none"> ・アメーバ赤痢 ・ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く) <ul style="list-style-type: none"> a) B型 b) C型 c) D型 d) F型 e) その他() f) 不明 ・急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く) ・クリプトスポリジウム症 ・クロイツフェルト・ヤコブ病 <ul style="list-style-type: none"> a) 孤発性CJD b) 家族性CJD c) 新変異型CJD d) GSS e) FFI (ア) 確実 イ) ほぼ確実 ウ) 疑い) ・劇症型溶血性レンサ球菌感染症 ・ジアルジア症 ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・先天性風しん症候群 ・梅毒(無症候性病原体保有者を含む) <ul style="list-style-type: none"> a) 早期顕症梅毒(ア、I期、イ、II期) b) 晩期顕症梅毒 c) 無症候梅毒 d) 先天梅毒 ・破傷風 	8 診断方法 <ul style="list-style-type: none"> ・病原検査(検体) (方法) (型) ・血清学的検査(検体) (方法) (型) ・臨床決定 ・その他() (該当するもの全てに記載すること)
	9 症状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 <li style="font-size: 2em; padding-left: 20px;">} ・ 無
10 発病年月日	
平成 年 月 日	
11 初診年月日	
平成 年 月 日	
12 診断(検案※)年月日	
平成 年 月 日	

<ul style="list-style-type: none"> ・パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・パンコマイシン耐性腸球菌感染症 ・麻しん ・風しん 	1 3 感染したと推定される年月日
	昭和・平成 年 月 日
	1 4 死亡年月日※
	平成 年 月 日

1 5 推定される感染地域・感染原因・感染経路	
・最近数年間の主な居住地	a) 日本国内 b) その他 () c) 不明
・推定される感染地域	a) 日本国内 b) その他 () c) 不明
・病原体や媒介動物等との接触または生息場所での活動	a) あり () b) なし c) 不明
・推定される感染原因・感染経路	()
・同疾患または同様の症状の者の発症	a) 同居者にいる b) 同じ職場や学校等にいる c) その他 () d) いない
1 6 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・防疫実施の見通し ・続発の見通し ・治療概要 	

注： 1, 4, 7, 9, 15欄は該当するものを○で囲み、2, 3, 5, 6, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 16欄は年齢・年月日等を記入すること。※欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。

この届出は診断から直ちに行ってください。

1 3 欄は年齢・年月日等を記入すること。※欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。

この届出は診断から直ちに行ってください。

(参照)

◎ X線所見

I 型： 広汎空洞型—— 空洞あり

空洞面積の合計が一侧の第二肋骨前端上縁を通る水平線より上の肺野の面積を越し肺病変の広がり合計が一侧肺に達するもの

II 型： 非広汎空洞型—— 空洞あり 上記 I に該当しないもの

III 型： 不安定非空洞型—— 空洞なし 不安定な肺病変があるもの

その他： 肺門リンパ節腫脹 滲出性胸膜炎

別記様式第4

平成 年度 感染症発生報告書

隊員数 名

報告機関名 _____

	患者数	死亡者数	集団感染件数		患者数	死亡者数	集団感染件数
エボラ出血熱				オウム病			
クリミア・コンゴ出血熱				オムスク出血熱			
痘そう				回帰熱			
南米出血熱				キャサヌル森林病			
ペスト				コクシジオイデス症			
マールブルグ病				サル痘			
ラッサ熱				腎症候性出血熱			
急性灰白髄炎				西部ウマ脳炎			
ジフテリア				ダニ媒介脳炎			
重症急性呼吸器症候群 (SARS)				チクンク ^o ニア熱			
鳥インフルエンザ (H5N1)				つつが虫病			
コレラ				デング熱			
細菌性赤痢				東部ウマ脳炎			
腸管出血性大腸菌感染症				ニバウイルス感染症			
腸チフス				日本紅斑熱			
パラチフス				日本脳炎			
E型肝炎				ハンタウイルス肺症候群			
A型肝炎				Bウイルス病			
黄熱				鼻疽			
Q熱				ブルセラ症			
狂犬病				ベネズエラウマ脳炎			
炭疽				ヘンドラウイルス感染症			
鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)				発しんチフス			
				ライム病			
				リッサウイルス感染症			
				リフトバレー熱			
				類鼻疽			

ボツリヌス症				レジオネラ症			
マラリア				レプトスピラ症			
野兎病				ロッキー山紅斑熱			
ウエストナイル熱				新型インフルエ			
エキノコックス症				ンザ等感染症			

結核	隊員数 (A)	新登録 患者数 (B)	罹患率 (10万対) $B/A \times 10万$	菌陽性肺結 核患者数 (C)	罹患率 (10万対) $C/A \times 10万$	死亡者数	集団感 染件数
20歳未満							
20～29歳							
30～39歳							
40～49歳							
50歳以上							
合計							

	患者数	死亡者数	集団感染件数		患者数	死亡者数	集団感染件数
アメーバ赤痢				破傷風			
ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型 肝炎を除く)				バンコマイシン 耐性黄色ブドウ 球菌感染症			
急性脳炎 (ウエストナイ ル脳炎、西部ウ マ脳炎、ダニ媒 介脳炎、東部ウ マ脳炎、日本脳 炎、ベネズエラ ウマ脳炎及びリ フトバレー熱を 除く)				バンコマイシン 耐性腸球菌感染 症			
クリプトスポリジ ウム症				麻しん			
クロイツフェルト・ヤ コブ病				風しん			
劇症型溶血性レン サ球菌感染症							
ジアルジア症							
髄膜炎菌性髄膜炎							
先天性風しん症候 群							
梅毒 (無症候性病原体 保有者を含む)							